

下水道問題

問 コンプライアンス体制の確立は

答 法令遵守の重要性を再度認識させる



横田 孝穂 議員

【下水道負担金時効

について】

**問** コンプライアンス体制と今後の取組は。

**村長** 徴収事務は、督促、催告、誓約、差押えといった手順を進めていけば時効にはならず、問題を先送りしてきたことが問題を大きくし、その発端は十数年前のことはいえ大変残念でなりません。改めて村民の皆様にお詫び申し上げます。今後は弁護士や公認会計士などの専門家による職員研修を行い、法令遵守の重要性を再度認識させ、職員

の資質の向上に努め、職員

1人ひとりの事務量の再確認、課内の連携、問題意識の共有、職員の適正も含めた組織見直しを進めます。

**問** 未収金決算額の数値は。

**村長** 受益者負担金の過去18年間の収入総額は14億8737万円で、未収金額は1億3109万8千円。そのうち不納欠損額は、9977万円です。

**問** 平成6年からの決算審査意見書の内容は。

**村長** 負担金未収金の早期解消と、未加入者の加入促進に努めるように複数年度にわたり記載されています。平成23年度では「長年にわたり法令に基づき欠損処分して

いなかったことは遺憾であり、事由が生じたときは速やかに事務処理をするよう」と監査委員に指摘され、条例改正後の平成13年度においては「徴

収猶予の制度化により未納額は大幅に解消の見込みだが、他との公平性が損なわれない

よう希望する」とあり、村税を含めた総括意見では「収入未済額は全庁をあげて早急に対策を講じ、公平性の確保と財源の確保に努めるよう」と指摘されています。

**問** 多額の未収金と時効発生

の主な原因は。

**村長** 未納者への催告や、時効の中断措置が不十分であり、分割納付5年20期に対する納入管理不足が要因で多額の欠損額が発生したことと、下水道排水区域になっても、下水道接続しないケースが多く、それを理由に滞納していることが未収金増加の要因と考えます。

**問** 下水道法第10条及び11条の3はどのように理解しているか。

**村長** 第10条は下水道排水区域になった場合は遅滞なく排水設備の設置を、第11条の3は、くみ取り便所については3年以内に水洗便所に改造しなければならないと、法律では決まっています。

**問** 時効となる不納欠損金の解決策は。

**村長** 法律の規定により時効が成立して支払義務が消滅し、不公平感はぬぐえないことから、過去の事例や法律の専門家の考えを伺っています。



秋の白馬村浄化センター（大出） 10月25日